

三朝町消防団活動活性化交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町消防団の設置等に関する条例（昭和45年三朝町条例第29号）の規定により設置された三朝町消防団（以下「消防団」という。）の運営、組織の充実強化及び活性化並びに団員の健康増進その他の消防団活動を推進するための活動に対して交付する三朝町消防団活動活性化交付金（以下「交付金」という。）の交付について、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号）。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付)

第2条 交付金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、消防団の各班の団員（女性分団を除く。）が日常的に実施する活動に係る次に掲げる経費とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 研修会、講習会その他の消防団員の能力向上及び育成を図る活動に関する経費
- (2) 消防団の各班の資機材等の維持管理及び環境改善に関する経費
- (3) 消防団が主催する各種訓練、演習、行事等及び消防活動等の任務遂行上必要とする飲食を含む経費
- (4) その他消防団の運営、充実強化及び活性化に関し町長が必要と認める経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、対象経費について消防団の各班ごとに要した経費を合計した額に相当する額とし、当該各班ごとの限度額は、次の各号に掲げる班の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。この場合において、団員数は、当該年度の5月1日時点における数とする。

- (1) 全町出動班 基本額（40,000円）＋団員数割（4,000円×団員数）
- (2) その他の機動班 基本額（30,000円）＋団員数割（4,000円×団員数）
- (3) 小型班 基本額（20,000円）＋団員数割（4,000円×団員数）

(交付金の申請)

第4条 消防団長は、交付金の交付を受けようとするときは、各班の意向を確認の上、規則第5条の申請書に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（別記様式）
- (2) 消防団員の名簿（組織図等団員数が把握できるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告等)

第5条 規則第17条第1項の規定による報告は、当該事業の属する年度の末日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別記様式とし、当該書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 交付対象経費に係る金額が確認できる請求書、内訳書及び領収書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付金の返還)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の際に町長が付した条件に違反したとき。
- (3) 交付金を第2条各号に掲げる経費以外の経費に充てたことが判明したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行し、令和5年度の交付金から適用する。